

埼玉県建築工事監督要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事及びこれらに類する工事（以下「工事」という。）の適正、かつ、円滑な実施を推進するため、その監督について法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 監督員

契約約款に規定する監督員をいう。

(2) 検査員

埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第89条第1項の規定により検査員として指定された職員をいう。

(監督員の業務)

第3条 監督員は、課(所)長の指揮、監督を受け、工期内に設計図書に合致する工事を精度良く、かつ安全に完成するよう受注者を指導監督しなければならない。なお、監督員が指導監督の権限を有する事項は埼玉県建設工事請負契約約款第9条第2項に定めるところによる。

(監督員の心構え)

第4条 監督員は、厳正かつ公平に工事の監督に当たらなければならない。

(安全等の確保)

第5条 監督員は、工事の施工に当たって公衆の生命及び財産に関する危害等の防止並びに法令に基づく工事現場の安全を確保するよう受注者を指導しなければならない。

(設計図書等の把握等)

第6条 監督員は、あらかじめ当該工事に係る請負契約書、設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）、検査技術基準及びその他関係法規等を十分理解するとともに、工事現場の状況を熟知して、工事が完全に施工されるように努めなければならない。

(課(所)長に対する報告等)

第7条 監督員は、適時適切に工事の経過を課(所)長に報告し、その指示を受けなければならない。また、埼玉県建設工事請負契約約款第9条第2項に定める権限以外の内容について協議の必要が生じた際はすみやかに課(所)長に報告しなければならない。

(受注者に対する指示、承諾等)

第8条 監督員は、受注者に対する指示及び承諾等を、この要綱等に定めるところにより文書等で明確に行い、疑義の残らないようにしなければならない。また、定例の打合せを行う等努めて受注者と連絡協議の機会を設け、施工、工程、安全等工事管理に必要な

事項を事前に把握し、早期に対策を指示するとともに、指示事項の徹底及び確認を図らなければならない。

(関係機関との連絡調整)

第9条 監督員は、工事に関係ある各部課所、官公署等と積極的に連絡調整を図り、工事施工に支障をきたさないようにしなければならない。

(監督員の交替)

第10条 監督員が、工事完成前に交替するときは、前任者は、必要な事項を文書又は図面に明示して後任者に引き継ぎ、これを課(所)長に報告しなければならない。

第2章 書類

(書類等の確認)

第11条 監督員は、工事施工に関する次の各号に掲げる書類等を常に確認できるようにしておかななければならない。

- (1) 標準仕様書及び特別共通仕様書
- (2) 埼玉県建築工事实務要覧
- (3) 図面、特記仕様書及び現場説明書(質問回答書を含む。)
- (4) 受注者提出書類一覧表(別表第1)に記載のあるもの。
- (5) その他課(所)長が必要と定める書類

(監督員の事務)

第12条 監督員は、受注者から、次の各号に掲げる書類が提出されたときは、十分その内容を検討し、課(所)長に報告しなければならない。

- (1) 現場代理人等通知書
- (2) 工程表
- (3) 資材・製造所等選定報告書
- (4) 工事完成写真
- (5) 試験計画書(第22条2項に該当する場合のみ)

2 監督員は、必要に応じて次の各号に掲げる事務を処理しなければならない。

- (1) 工事施工に関する協議等の記録及び報告

工事施工に関する協議、指示及び承諾に関する事項並びに監督員の行う諸検査の結果については「工事現場連絡票」により記録し、必要に応じて、協議等の内容について「工事報告書」により課(所)長に報告するものとする。(埼玉県建設工事請負契約約款第9条第2項に定める権限以外の内容については報告が必要。)ただし、施工図及び諸試験の報告書については、直接図書上に処理年月日を記入することにより、工事現場連絡票を省略することができるものとする。

- (2) 検査等の記録

受注者から提出された検査及び試験の記録を検討の上保管するものとする。

- (3) 工事進捗状況の報告

必要に応じて、工事進捗状況を工事進捗状況報告書により、課(所)長に報告するものとする。

(中間前金払・部分払)

第13条 監督員は、受注者から中間前金払の請求又は「部分払検査請求書」が提出されたときは、遅滞なく課(所)長に報告しなければならない。

2 監督員は、「出来高確認用内訳書」を作成し、既済部分検査に立ち会わなければならない。また、検査終了後、速やかに「出来高支払可能額算出表」を作成し、課(所)長に提出しなければならない。

(部分使用及び部分引渡し)

第14条 監督員は、工事中の建築物の部分使用については、約款第33条を熟知の上、使用者側によくその主旨を徹底させるとともに、部分完了の時期、部分使用の期間等について受注者と連絡調整の上、課(所)長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 監督員は、部分引渡しとして指定した部分が完了したときは、第17条及び第19条第3項の規定を準用する。

(工事完成報告書)

第15条 監督員は、受注者から「工事完成通知書」が提出されたときは、速やかに現場を精査し、「工事完成報告書」を作成し、これらを課(所)長に提出しなければならない。

なお、他の部課所から執行委任を受けて工事を執行した場合は、「完成建物工作物引渡書」を併せて作成するものとする。

(手直し報告書)

第16条 監督員は、検査員から工事手直しの指示を受けた事項については、速やかに受注者に通知しなければならない。また、手直しの完了を確認したときは、「工事手直し報告書」により課(所)長に報告の上、工事検査員又は検査員に報告しなければならない。

(資料等の引継ぎ)

第17条 監督員は、当該工事の引渡しに際して受注者に課(所)長が定める書類を提出させ、これを確認し、課(所)長に報告の上、庁舎管理者に引継ぐものとする。

第3章 監督

(工事内容の説明)

第18条 監督員は、受注者(現場代理人、主任技術者及び監理技術者)に対して工事着手前に当該工事の内容を正確に説明し、その位置、工法、施工順序等を指導しなければならない。

(環境整備等)

第19条 監督員は、法令に基づく表示及び作業上の注意事項等の掲示について受注者を指導するものとする。

2 監督員は、工事の進行に伴い、既成仕上部分の破損、汚染を生ずることのないよう受注者を指導するものとする。

3 監督員は、工事現場の内外を整理整頓させ、施工上の安全と作業能率の向上に留意しなければならない。また、監督員は完成引渡しの際は、仮設物の除去、清掃を特に念入りにさせなければならない。

(工事の促進)

第20条 監督員は、工事の監督に当たっては、特に「工事監督処理方法」に留意し指導しなければならない。

- 2 監督員は、工程表に基づき、工程の管理状況を把握し、遅延のおそれがあるときは、受注者に厳重に注意し、その旨を課(所)長に報告しなければならない。
- 3 監督員は、材料及び機器等で製作に日数を要するものは、早期に受注者と協議し、工事に支障をきたさないようにしなければならない。
- 4 監督員は、天災その他やむを得ない理由により、工事の進捗が妨げられたときは、その状況を調査し、速やかに課(所)長に報告しなければならない。

(機器及び材料の確認)

第21条 監督員は、受注者から「資材・製造所等選定報告書」が提出されたときは、資材の製造所等を確認する。ただし、使用する材料が県産品でないときは、その理由を確認するものとする。

(工食用材料検査)

第22条 監督員は、受注者から「材料検査請求書」が提出されたときは、請求を受けた日から7日以内に設計図書と照合するとともに品質、寸法、形状等を検査しなければならない。

- 2 監督員は、材料の品質及び性能の試験を試験機関等において行う必要があると判断した場合は、「工事報告書」に「試験計画書」を添え、課(所)長に報告し、指示を受けなければならない。
- 3 監督員は、第1項の規定による検査の結果、合格した材料と未検査の材料又は不合格の材料との区分を明確にし、不合格の材料は、受注者に対し7日以内に工事現場の外に搬出することを指示しなければならない。
- 4 出荷証明書及び規格品証明書等の資料が必要な材料検査において、監督員が認めるものは、搬入状況写真等内容、個数、規格及び品質が確認できる資料を証明書に替えることができる。

(設計図書の疑義等)

第23条 監督員は、次の各号の一に該当するときは、速やかに「工事報告書」により課(所)長に報告し、指示を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りではない。

- (1) 設計図書に疑義が生じたとき
- (2) 地盤等につき予期できない状態が生じたとき

(改造請求)

第24条 監督員は、工事の施工が設計図書に適合しないことを発見した場合は、遅滞なく受注者にその改造を請求しなければならない。また、重大なものについては、「工事報告書」により、課(所)長に報告しなければならない。

(緊急措置)

第25条 監督員は、受注者に災害、公害及び事故防止等のため緊急やむを得ず臨機の措置をとらせる必要があると認めるときは、課(所)長に報告し、その措置について必要な指示を受けなければならない。

- 2 監督員は、前項の指示を受けるいとまがなく、緊急に受注者に臨機の措置をとらせたとき又は受注者から緊急やむを得ず臨機の措置をとった旨の報告を受けたときは、速やかにその経緯を課(所)長に報告しなければならない。
- 3 監督員は、災害、公害及び事故の発生が予測されるとき及び発生したときは、埼玉県建築工事に伴う災害、公害及び事故防止対策要領により適切な措置をとらなければならない。

(設計図書の変更)

第26条 監督員は、設計図書を変更する必要があるときは、速やかに「工事報告書」により課(所)長に報告しなければならない。

(工事の中止)

第27条 監督員は、工事の施工を一時中止し、若しくは打切る必要があるときは、速やかに「工事報告書」により課(所)長に報告しなければならない。

(検査の協力)

第28条 監督員は、検査員の行う検査に立会い、「受注者提出書類一覧表」の中から必要なものを提示して協力しなければならない。

第4章 諸手続

(官公署への手続)

第29条 監督員は、受注者に対し工事の進捗に合わせて工事の施工に必要な、官公署その他への諸手続を遅滞なく行うように指示するとともに、当該業務に係る事務処理に当たっては、速やかに実施するものとする。

なお、諸手続の完了した文書は整理保管し、工事完成時に庁舎管理者に引継ぐものとする。

(工期の延長)

第30条 監督員は、受注者から「工期延長申請書」が提出されたときは、速やかにその内容を調査し、当該「工期延長申請書」に「工期延長副申書」を添えて課(所)長に報告しなければならない。

(契約の不履行)

第31条 監督員は、受注者が正当な理由なしに工事に着手しないとき若しくは中止したとき又はその他契約の目的を達成することができないと認めるときは、速やかに実情を調査し、「工事報告書」により課(所)長に報告しなければならない。

(現場代理人等の変更)

第32条 監督員は、現場代理人、主任技術者及び監理技術者等について工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められ、その交代を求めようとするときは、「工事報告書」に理由を付して課(所)長に報告しなければならない。

(現場発生材の処理)

第33条 監督員は、現場発生材については、埼玉県建築工事に伴う現場発生材の取扱い要領により、処理しなければならない。

(工事目的物の損害)

第34条 監督員は、工事施工に関し、天災、その他不可抗力によって損害が生じたときは、実情を調査した上、「建築工事関係事故調査書」に意見を付して課(所)長に報告しなければならない。

(第三者におよぼした損害)

第35条 監督員は、工事施工について第三者に損害をおよぼしたときは、遅滞なくその事実を調査し、「建築工事関係事故調査書」に意見を付して課(所)長に報告しなければならない。

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、工事の監督に関して必要な事項は県土整備部長及び都市整備部長が協議して定める。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。